

平成30年度 第5回天童市農業委員会総会 会議録

平成30年8月13日(月)午前10時00分 第5回天童市農業委員会総会を
天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1 番 遠 藤 市 雄
2 番 那 須 桂 子
3 番 熊 澤 八 弘
4 番 齋 藤 照 一
5 番 横 山 愛
6 番 秋 保 茂 男
7 番 原 田 洸一郎
8 番 長谷川 喜 久
9 番 片 桐 久 雄
10 番 清 野 貢 市

11 番 佐 藤 善 治
12 番 三 宅 藤 義
13 番 松 田 康 政
14 番 太 田 博 巳
15 番 梅 津 節 子
16 番 今 野 滋
17 番 細 矢 幸 市
18 番 佐 藤 悦 雄
19 番 堀 越 重 助

2 欠 員

なし

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

事務局長 武 田 文 敏
主 事 布 施 雄 基

事務局長補佐 澤 和 彦

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議 事 午前9時50分 開 会

議 長 8月8日付け天童市農業委員会告示第9号にて招集しました、平成30年度第5回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会は全員出席です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開会します。日程第3号議事録署名の指名をします。13番、松田康政委員、14番、太田博巳委員の両名にお願いします。

議 長 日程第4の事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。
総会資料2ページの農地改良受付状況について報告する。
総会資料3～5ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料6ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議 長 第4の委員長報告ということで、清野貢市運営委員長、ならびに原田洸一郎農振常任委員長。

清野委員長 研修、視察、ご苦勞様でした。多数のご出席いただきましてありがとうございます。また来年も出席をお願いいたします。

議 長 農業振興常任委員長。
原田委員長 先ほど総会に先立ち、第2回の農業農振常任委員会を開催しました。内容は、水稻の作況調査について、また農地等の利用の最適化の推進に関する意見の取りまとめについてが主な内容でございました。詳しいことに関しましては今日開催される最適化調整会議でご報告させていただきたいと思います。

議 長 日程第5の議事に入ります。承認第5号 農地法第18条6項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（7ページ）を説明する。

議 長 事務局から説明がありましたが、皆さんから質問等ありませんか。
(ありません、の声)

議 長 承認第5号 農地法第18条6項の規定による通知の審査につきまして、異議なしと認め、承認いたします。

議 長 議第18号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（9～10ページ）を説明する。

議 長 地元農業委員の調査の結果を求めます。

議 長 1番、2番、佐藤悦雄委員。

佐藤委員 事由の通り問題ありません。

議 長 3番、4番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 3番は、これまで作物を作っていたが、労力不足のため所有権移転にさせていただきたいというようなことでございます。4番は、事務局からの説明にもあったとおり、私も、現地調査させていただいた結果、問題はありませんでした。

議 長 5番、松田康政委員。

松田委員 5番は、事由の通り親子関係の経営移譲でございます。

議 長 6番、原田洸一郎委員。

原田委員 事由の通り問題ありません。

議 長 7番、三宅藤義委員。

三宅委員 事由の通り問題ないと思います。

議 長 地元農業委員の報告によると事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。

（ありません。の声）

議 長 議第18号 農地法第3条の規定による許可につきましては、異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第19号 農地法第4条の規定による許可について上程いたします。

布施主事 総会資料（11ページ）を説明する。

議 長 担当委員の説明を求めます。

横山愛委員。

横山委員 住宅地に隣接しており問題ないと思います。

議 長 調査委員の調査の結果を求めます。原田洸一郎委員。

原田委員 8月3日、秋保委員と共に調査させていただきました。担当委員から話があった通り、問題ありません。

議 長 担当委員と調査会の報告によると、事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。

 (ありません。の声)

議 長 議第19号 農地法第4条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第20号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。

布施主事 総会資料（12～14ページ）を説明する。

議 長 担当委員と調査会の農業委員から説明を求めます。

 最初に担当委員。1番と2番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 ただ今説明がありました通りでございますけれども、八幡山に天童市の上水道の貯水タンクが2件あります。その山に登る管理道路が湧水のために落石になったため、管理道路が通れないということです。雪の水で落石された道路を修復するための工事でありますので、問題ありません。

議 長 3番、松田康政委員。

松田委員 今回の事案は法人の事務所と加工場を目的として建てるものです。事由の通り問題ないと思われます。

議 長 4番、片桐久雄委員。

片桐委員 以前許可した場所が全部まるごと道路の拡幅にかかってしましまして、この隣の西側に新たに転用の申請がきたものです。親子関係で使用貸借になっていますが、なんら問題のないものと判断をいたします。

議 長 5番、6番、細矢幸市委員。

細矢委員 親子関係で、息子さんが家を建てるということで、家の前を通らないで脇の道路から通るために所有権移転したいということです。

 なんら問題ありません。

議 長 7番、8番、三宅藤義委員。

三宅委員 7番は、以前許可した場所の南側に位置しています。住宅に付随していますので、なんら問題ないと思います。

8番については、高嶺駅の線路脇です。これも住宅街に付随していますのでなんら問題ないと思います。

議 長 担当委員から説明ありましたが、調査会の調査委員からの調査の結果を求めます。原田洗一郎委員。

原田委員 先ほどと同じく8月5日に秋保委員と調査をさせていただきました。ただ今、担当委員から報告がありました通り、調査会としても許可するものと判断いたしました。

議 長 担当委員と調査委員のほうからご報告がありましたけれども、皆さんの方から何かご意見ございませんか。
異議ございませんか。

(ありません。の声)

議 長 議第20号 農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第21号 平成30年度第5回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

澤 補佐 総会資料(15～16ページ)を説明する。別紙資料あり。

議 長 事務局から説明がありましたが、皆さんから異議ございませんか。
(ありません、の声)

議 長 議第21号 平成30年度第5回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め許可することに可決・決定いたします。

以上をもちまして平成30年度第5回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午前10時40分)